

平成 26 年第 2 回
紀南環境広域施設組合議会定例会会議録（第 1 号）
平成 26 年 11 月 21 日（金曜日）

○議事日程（第 1 号）

平成 26 年 11 月 21 日（金曜日）午後 1 時 00 分 開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸報告
- 第 5 2 定議案第 1 号 平成 26 年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 2 定議案第 2 号 平成 25 年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について
- 第 7 2 定議案第 3 号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 7 まで

19 番 湊 谷 幸 三 君
20 番 森 本 隆 夫 君
23 番 瀧 口 定 延 君
24 番 新 屋 常 夫 君
25 番 仲 江 孝 丸 君

○議員定数 26 名

○欠 員 0 名

○出席議員の氏名（21 名）

議席番号	氏 名
1 番	安 達 克 典 君
3 番	塚 寿 雄 君
4 番	久 保 浩 二 君
5 番	宮 本 正 信 君
6 番	陸 平 輝 昭 君
7 番	山 口 進 君
8 番	吉 田 克 己 君
9 番	辻 本 宏 君
11 番	竹 本 栄 次 君
12 番	田 中 昭 彦 君
13 番	溝 口 耕 太 郎 君
14 番	岡 谷 裕 計 君
15 番	奥 田 誠 君
16 番	吉 田 盛 彦 君
17 番	堀 谷 伸 二 君
18 番	岡 本 克 敏 君

○欠席議員（5 名）

2 番 小 川 浩 樹 君
10 番 杉 原 弘 規 君
21 番 山 本 真 一 郎 君
22 番 水 谷 育 生 君
26 番 沼 谷 美 次 君

○説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名
管 理 者	真 砂 充 敏 君
副 管 理 者	田 岡 実 千 年 君
副 管 理 者	小 谷 芳 正 君
副 管 理 者	井 澗 誠 君
副 管 理 者	小 出 隆 道 君
副 管 理 者	岩 田 勉 君
監 査 委 員	山 本 紳 次 君
那智勝浦町副町長	植 地 篤 延 君
串本町副町長	清 野 武 志 君

会計管理者	福田	文	君
事務局 長	小郷	彰	君
事務局 次長	中田	実	君
計画推進係 長	廣田	剛	君
計画推進係 主査	谷本	俊英	君
田辺市市民環境部長	室井	利之	君
新宮市生活環境課長	岩崎	誠	君
みなべ町住民環境課長	西口	文治	君
白浜町生活環境課長	坂本	規生	君
上富田町住民生活課長	和田	精之	君
すさみ町環境保健課長	森本	明弘	君
那智勝浦町住民課長	玉井	弘史	君
太地町清掃センター長	西	有子	君
古座川町住民福祉課長	仲本	耕士	君
串本町住民課長	松原	英樹	君

○書記出席者

書	記	井	澗	伴	好	君
書	記	濱	地		純	君

午後 1時00分 開会

○議長（塚寿雄君）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は21名であります。

地方自治法第113条の規定による定足数がありますので、ただいまから本日招集の平成26年第2回紀南環境広域施設組合議会定例会を開会いたします。

2番 小川浩樹君、10番 杉原弘規君、21番 山本真一郎君、22番 水谷育生君、26番 沼谷美次君から、欠席の届け出があり、5番 宮本正信君、18番 岡本克敏君から遅刻の届けがありましたので、御報告いたします。

○議長（塚寿雄君）

日程に先立ち、管理者から本定例会の招集挨拶のため、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

皆さん、こんにちは。

開会に当たり一言、御挨拶を申し上げます。

本日、平成26年第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、公私にわたり、多忙な中、御参集いただき、まことにありがとうございます。

さて、既に皆様方におかれましては、組合事務局、またはそれぞれの市町の担当職員を通じての一報、そして報道により御承知のとおり、本組合では最終候補地である田辺市稲成地区の町内会様から、処分場の建設をお認めいただき、次の整備工程に進ませていただくことに同意する「基本同意」に御理解を賜ることができました。

この後、日程第4 諸報告として、基本同意に至る経緯等について、事務局を通じて御説明させていただき予定でございますが、本事業につきましても、このたびの基本同意により、大きく一歩動き出すこととなります。

田辺市稲成町内会様におかれましては、当紀南地方における喫緊の課題である廃棄物問題に深い御理解をいただきましたこと、心より深く感謝申し上げます。

今後組合としましては、基本同意に基づく次の整備工程としまして、用地測量などを経て、地権者の皆様方における御理解のもと、用地取得に係る用地交渉などの業務を進めてまいることが必要です。

そして、その間において処分場建設への同意締結に向けて稲成町内会様と各種協定事項について、協議を進めてまいることとなります。

したがいまして、今後まだ建設へ向けて大きな局面を控えていることから、私をはじめ、関係する市町の首長ともども、より気を引き締めて、一丸となって、事業に取り組んでまいり所存ですので、議員の皆様方におかれましても、今後とも、より一層、御理解と御協力のほどお

願ひ申し上げます。

最後になりましたが、本日の定例会において御審議いただきます案件は、このたびの基本同意によって補正を要する予算に関するものと、平成 25 年度決算、その他 1 件の計 3 件でございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。招集の御挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（塚寿雄君）

それでは、お手元に配付の日程により、本日の会議を開きます。

○議長（塚寿雄君）

この場合、議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

それでは、前回の議会以降、白浜町、上富田町、古座川町において、新しく選出された議員の皆様を事務局において紹介いたします。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

それでは、命によりまして、私の方から新しく各町議会から選出され、組合議員になられました議員さんを仮議席順に御紹介申し上げます。

恐れ入りますが、議員さんには、その都度、自席にて自己紹介をお願いします。

白浜町 溝口耕太郎議員です。

○溝口耕太郎議員

はい。皆さん、こんにちは。

白浜町の溝口でございます。

どうかよろしく申し上げます。

○事務局長（小郷彰豊君）

白浜町 岡谷裕計議員です。

○岡谷裕計議員

はい、白浜町の岡谷でございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○事務局長（小郷彰豊君）

上富田町 奥田誠議員です。

○奥田誠議員

上富田町の奥田です。

よろしくお願い申し上げます。

○事務局長（小郷彰豊君）

上富田町 吉田盛彦議員です。

○吉田盛彦議員

上富田の吉田です。

どうぞよろしく申し上げます。

○事務局長（小郷彰豊君）

古座川町 瀧口定延議員です。

○瀧口定延議員

古座川町の瀧口です。

よろしくお願い申し上げます。

○事務局長（小郷彰豊君）

白浜町選出議員 2 名、上富田町選出議員 2 名、古座川町選出議員 1 名、計 5 名であります。

ありがとうございました。

以上でございます。

日程第 1 議席の指定

○議長（塚寿雄君）

それでは、日程に入ります。

日程第 1 「議席の指定」を行います。

今回新たに選出されました議員の議席を組

合議会会議規則第4条第2項の規定により議長において指定いたします。

議員の氏名と議席番号を朗読をいたさせます。

事務局長小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

それでは、命によりまして新しく選出された5名の議員の議席を朗読いたします。

13番 白浜町 溝口耕太郎君、14番 白浜町 岡谷裕計君、15番 上富田町 奥田誠君、16番 上富田町 吉田盛彦君、23番 古座川町 瀧口定延君、以上であります。

○議長（塚寿雄君）

ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（塚寿雄君）

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

組合議会会議規則第104条の規定により、本定例会の会議録署名人として、4番 久保浩二君、20番 森本隆夫君、以上、2人の諸君を、また、会議録署名議員の予備議員として、6番 陸平輝昭君、19番 湊谷幸三君の2人の諸君を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（塚寿雄君）

次に、日程第3、「会期の決定」を上程いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたします。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 諸報告

○議長（塚寿雄君）

日程第4、これより諸報告を行います。

事務局長の報告を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

それでは、私の方より、日程第4 諸報告を行います。

基本同意に至る経緯等ということで、皆様のお手元に資料1、そして資料2がございます。

これに沿って御説明申し上げます。

まず、資料1の1でございます。

用地選定の主な経緯ということで、概要を明記させていただいております。

そこに明記のとおり、本組合におきましては、現在事業主体でありますけども、前身組織は、平成17年7月に設立しました財団法人紀南環境整備公社でありまして、その当時、候補地を31カ所に絞りまして、その中から、平成18年4月に5カ所を選定、公表し、そして23年5月に最終候補地として田辺市稲成地区を選定、公表しました。

そして、平成24年8月29日に田辺市稲成地区の町内会様より、「現地詳細調査の実施に同意する。しかし、建設への判断は、その調査結果を通じて稲成町内会が行う。」との上で、現地詳細調査の同意を得たという経緯がございます。

この、現地詳細調査について御説明いたしますと、事業主体である私ども本組合が計画して

いる処分場とはどのような施設で、また、それを建設することによって周辺環境に及ぼす影響はどの程度か等について、詳細に調査・分析・評価するための調査でございます。

一昨年の8月に調査同意をいただきまして、本年3月までの約1年半をかけて現地詳細調査を実施してきました。

その調査結果でございますが、お手元の資料2の報告書がその概要版でございます。

私どもは、この報告書概要版を基に地元説明をしてまいりました。

まずは、私ども事業主体と、地元住民の窓口となる、地元の各種役員さん等31名で組織する「広域廃棄物最終処分場検討委員会」に対しまして、「調査結果がまとまりましたので、その説明を受けていただきたい。」との申し出を行いました。

そうした結果、検討委員会では、5月に説明会を開催いただき、組合を代表しまして管理者を筆頭に、私ども組合職員がともに説明を行ってまいりました。

その折、検討委員の皆様方には、管理者から、「調査結果の内容を十分御議論いただき、把握していただいた上で、各区で説明会を開催させていただきたい。そして住民の皆様には、この調査結果を通じて御理解いただき、建設へ向けての基本同意を賜りたい。」とお願いしました。

「基本同意」とは、稲成町内会様から現地詳細調査の結果を通じて、稲成地区での最終処分場の建設をお認めいただき、建設に向けての次の整備工程であります、用地に係る業務や実施設計に同意をいただくことであります。

先般、この基本同意をいただきましたことによって、今後、本組合におきましては、処分場を建設するに当たり、建設用地に係る業務として用地取得のための用地測量や地権者の方々の用地交渉などを進めるとともに、稲成町内会様とは建設への同意締結に係る各種協定事項の協議を進めていくこととなります。

この各種協定事項につきましては、先進地の

事例では、最終の建設同意にかかわる「環境協定」や「公害防止協定」等を地元と結んでおり、恐らくそれらの御要望が出てくるものと考えますので、そうした各種協定などについて、地元でも協議をして、私ども組合と協定を結ぶという協議を行うことになると考えております。

そうしたことから、現時点では、双方それぞれ取り組まなければならない事項があることから、基本同意というわけでございます。

そこで、今後の予定フローでございます。

資料2の25ページをお開き下さい。

「5今後の予定」、「5.1事業の流れ」を記載しております。

現在、本組合で考えておりますのは、あくまで用地交渉並びに地元との協議が順調に進むという前提でございますが、平成30年、約4年後の供用開始を目標としております。

内容につきましては、まず、青色の線表につきましては、今回の基本同意に基づき、平成27年を目処に約1年をかけて、廃棄物処理法に基づく規定による生活環境影響調査結果の縦覧でありますとか、この後補正予算として皆様に計上をお願いする「用地測量等」及び「実施設計」を行う予定としております。

「用地測量等」の「等」というのは、立竹木の調査でありまして、これらの用地測量と立竹木調査の結果に基づき、来年度に用地交渉に取りかかる予定としており、また、「実施設計」につきましては、今回の基本設計に基づくもので、各施設の詳細な設計を行う予定となっております。

そして、一番下の緑色の線表であります「地元協議」につきましては、地元稲成町内会様におかれましては、各種協定に係る御要望等を協議していただきまして、組合とも協議をして、できれば来年の末ぐらいには、「建設同意」を賜りたいと考えております。

続きまして、その左の青色の線表の「建設工事」につきましては、実施設計に基づく建設工事でありまして、主は土木工事であります。

約2年半かかると言われております。

従いまして、あくまで順調に進むと仮定しまして、建設同意までの間、相互ともにおのおので行う協議期間に1年以上、さらに建設工事が2年半で計約4年ということで、平成30年の供用を目指して取り組んでまいりたいと考えています。

それでは、もう一度資料1をお願いします。

資料1の2ページです。

そうしたことから、検討委員会の皆様に対しまして、調査結果について御説明を申し込み、そして、基本同意をお願いしたいということで説明会を行ってまいりました。

その2ページの一番上のおり、5月に2回検討委員会を開催していただきました。

検討委員会では、基本計画、基本設計、生活環境影響調査の結果など、多岐にわたる御質問をいただきました。

私どもは真摯にそうした御質問にお答えをし、その結果、検討委員会では、一定、調査結果の内容を把握するとともに、多岐にわたる質疑に対し、組合の回答も確認したという事で、私ども組合からのお願いである各区での説明会開催という方向性を出していただく事ができました。

そして、いよいよ③以降でございます。

この稲成地区につきましては、いわゆる農業地域でございまして、6月は農繁期ということで、各区での説明会は、7月から8月にかけて、稲成町全6区におきまして、開催させていただきました。

そこでも、同じく管理者を筆頭に、私ども組合事務局職員で各区を回らせていただきました。

各会場では、基本的には大局的な見地に立って真摯に私どもの説明を聞いていただくことができましたが、まだまだ厳しい御意見や、さまざまな御意見があったことは事実でございます。

例えば、いくつかの事例を申し上げますと、一つは、近隣の他府県で発生した事案です。

法の定めを模範となって守るべき自治体が、法に定める判定基準外の廃棄物を埋立地に搬入

していたとのことで、同じ地方自治体である私ども本組合の信用問題にもかかわる厳しい御指摘を受けました。

それからまた、近年勃発している数十年に一度の大雨などに対する災害を危惧する御意見をはじめ、いずれにしても建設に係る同意には反対であるという厳しい御意見も多々いただきました。

ただ、そうした中でも、「私は処分場の場所について、どこかには必要な施設だし、これまでの調査において稲成が一番というなら仕方ないと思う。ただ、近所に住んでいるので、周辺環境への影響はないようにしてほしいです。そうしたら私は何も言いません。くれぐれもよろしくお願いします。」といった御意見もあったことは事実です。

今、御意見の一例を紹介させていただきましたが、管理者をはじめ、私どもはそうした住民の意見を聞くたび、本当に胸が熱くなるというか、胸が詰まるというか、そういう思いでございました。

そして、そうした御意見をお聞きするたび、しかと胸にとどめ、「このたびの私どもの計画各般につきましては、住民の皆様が、懸念されていることに対応するため、でき得る最大限の整備計画や、徹底した搬入管理を行うことで、住民の皆様の安全安心を念頭にした基本方針を掲げておりますので、どうか御理解を賜りたい。そして、そうした基本的なスタンスの上においても、なおかつ、皆様方の不安や御心配な点については真摯に対応してまいりたい。」このことをお話し、紀南地域の切迫した廃棄物問題に拝察賜り、慎重に協議の上、何とぞ、基本同意に御理解いただきますよう、切に、切にお願いしてまいった次第でございます。

そうした結果、各区では皆様で協議を行っていただいたところ、大勢の御意見として、このたびの組合からのお願いである基本同意についてはやむを得ないという回答をいただきました。

よって、稲成町内会では、去る10月25日に

臨時総会を開催し、各6区とも、「基本同意はやむを得ない」という協議結果を踏まえ、町内会として「建設への同意を締結するには、まだまだ協議していかなければならないことはあるにせよ、田辺市も含めた紀南地方の切迫した廃棄物問題の状況や組合の考え方なども踏まえる上では、本当に苦渋の選択ではあるが、基本同意はやむなし」という結論を下し、11月1日に町内会から検討委員会に報告がなされたところでございます。

そして、御存じのとおり、11月7日に組合に対し稲成町内会の結論を報告していただくとともに、基本同意の協定を締結したところでございます。

以上のような経緯でございますが、本事業を今後とも円滑に進めてまいるのは、何より住民の皆様との信頼関係が第一であると考えてございます。

したがって、本組合としましては、今後とも、事業を進めてまいりる上で、当然のことではございますが、より一層、施設の安全安心の推進に努めるとともに、住民の皆様の信頼を培ってまいりることはもとより、このたびの広域廃棄物最終処分場の計画地は田辺市でございますが、田辺市以外の構成市町におきましても、自分たちのまちに処分場を造るといふ、いわゆる当事者意識をより一層持って進めてまいりたいと考えておりますので、どうか議員の皆様方におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げまして、事務局からの諸報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（塚寿雄君）

諸報告が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○13番（溝口耕太郎君）

はい、議長。

○議長（塚寿雄君）

13番 溝口耕太郎君。

○13番（溝口耕太郎君）

はい。13番、白浜町の溝口でございます。

ただ今、御説明をいただきまして、本当によくわかりました。

また、11月7日の新聞報道に先立ちまして、事前に御報告をいただきまして、ありがとうございました。

今回のこの結果につきましては、管理者の田辺市長さんをはじめ、事務局職員の皆さん方が、住民の皆様方と根を詰めた交渉の賜であり、大変御苦労されたものと、私自身、そう感じております。

こうした施設を建設する際には、行政と地元地区住民、地権者の方々との協議は欠かすことのできないものであります。

私の地元でも、一般的に迷惑施設といわれております清掃センターと斎場を受け入れておりまして、ひとつでもボタンの掛け違いをしまして、それが原因で問題を起こしてしまい、元どおりにするために、最初の何倍もの苦勞をしている、このような事案がおきました。

そのことと、今回の基本同意とは違いはありますが、管理者さんが先頭に立って職員の皆様方ともども誠心誠意、地元の皆様と話し合いを重ねていただき、ここまで来ることができたことに対しまして、白浜町としても本当に感謝しております。

あくまでも基本同意であります、今やっと本番のスタート地点に立てた、そのように私は感じております。

今後、建設同意に向けて、地元住民の皆様方と様々な協議を重ねていくことになると思います。

地元住民の皆様も最終処分場は、どうしても無くてはならない施設であることは、十分に御理解いただいていると思っておりますが、それが地元

の地区、自分ところの地区に建設されるとなると、いろいろな御意見などが出てきます。

そういうような厳しい局面が今後も続くものと思いますが、廃棄物最終処分場は、この紀南地域の発展のために、本当に無くてはならない施設でありますので、何とか乗り越えていただきたいと思っております。

そうしたことで、地元であります管理者の田辺市長さんはじめ、事務局職員の皆さん方には、まだまだ大変な御苦勞をおかけしますが、よろしく願いいたします。

また、地元の住民の皆様との協議におきまして、私ども組合議員も同席して説明してほしいなど、そういうお話しがございましたら、我々組合議員としましても、同席させていただき、今回の基本同意をお受けいただいたことに、敬意を表させていただくとともに、本事業が成就できるようお願いさせていただきたいと思っております。

管理者さんにおかれては、そうしたことに ついても、地元の皆様にお話しいただけたらと、そのように感じている次第であります。

これからがスタート、無事上手く行きますようをお願い申し上げたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（塚寿雄君）

他に質疑等ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君） 無いようですので、以上で諸報告を終了いたします。

日程第5 2定議案第1号 平成26年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第1号）について

○議長（塚寿雄君）

続いて、日程第5、2定議案第1号 平成26年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第1号）を上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

2定議案第1号 平成26年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

一般会計補正予算は、既定予算に歳入歳出それぞれ3,956万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億4,860万7千円とする補正予算と、債務負担行為の追加を行うものです。

詳細につきましては、事務局長から説明いただきますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚寿雄君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

2定議案第1号 平成26年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは議案書の1ページをお願いします。

2定議案第1号 平成26年度紀南環境広域施設組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,956万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,806万7千円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

各款項ごとの補正額は、第1表 歳入歳出予算補正として、次の2ページに掲載しておりますので、御説明いたします。

2ページをお願いします。

まず歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金について補正前の額が5,490万4千円で補正額が3,482万3千円のため、計8,972万7千円。

2款県支出金、1項県補助金については補正前の額が27万2千円で補正額が183万2千円のため、計210万4千円。

4款寄附金、1項寄附金について補正前の額が5,377万円で補正額が290万7千円のため、計5,667万7千円であります。

したがって、歳入合計は補正前の額1億904万5千円に補正額3,956万2千円を加えた計1億4,860万7千円となります。

そして、歳出3款衛生費、1項清掃費について補正前の額が8,977万3千円で補正額が3,956万2千円のため、計1億2,933万5千円であります。

したがって、歳出合計としましては補正前の額1億904万5千円に補正額3,956万2千円を加えた計1億4,860万7千円となります。

また、第2表債務負担行為補正、追加につきましては、後ほど御説明いたします。

3款衛生費、1項清掃費、1目広域最終処分場整備事業費、13節委託料の測量・調査・設計委託料のうち、設計委託料である「実施設計業務委託費」に関するもので、平成26年度から次年度にかけて2カ年にわたる業務のため、平成27年度において限度額4,173万2千円を債務負担行為として追加するものでございます。

そうしたことで、この後詳しく御説明いたしますが、今回の補正予算の概要を申し上げますと、最終候補地の田辺市稲成地区における稲成町内会様との基本同意締結を受け、次の整備工程である測量・調査・設計に係る委託業務の実施及び基金の積み立てに係る経費の計上をお

願いさせていただくものでございます。

それでは、3ページ目をお願いします。

まず、歳入につきまして御説明いたします。

1歳入、1款分担金負担金、1項負担金、1目負担金、2節衛生費負担金につきましては3,482万3千円でありまして、ごみ量割100%で構成市町の負担金を算出しております。

次に、2款県支出金につきましては、183万2千円で、このたびの衛生費に係る県からの補助金でございます。

続いて、4ページをお願いします。

4款寄附金でございますが、290万7千円となっております。

これは本年5月に精算を結了しました本組合の前身組織である財団法人紀南環境整備公社における平成25年度運用資金の残余额でありまして、本組合に寄附金として受け入れ、施設整備事業の基金に積み立てる経費でございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。

5ページをお願いします。

3款衛生費、1項清掃費、1目広域最終処分場整備事業費、13節委託料3,665万5千円につきましては、次の整備工程である測量・調査・設計業務を委託するための経費でございます。

そのおのおのの業務と委託料の詳細を御説明申し上げます。

まず、測量の委託料でございますが、最終処分場の建設に必要な用地について、土地及び境界等を調査し、用地取得等に必要な資料並びに図面などを作成することを目的とした「用地測量業務」でありまして、これが1,583万3千円、また、調査の委託料でございますが、これは用地等の取得に伴う建物、立竹木、工作物等の調査及びその補償費算出を行うことを目的とした「立竹木等調査業務」でありまして、これが1,582万2千円、さらに設計委託料でございますが、基本設計に基づく各施設における詳細設計などを行うための「実施設計業務」に要する経費として本年度500万円計上のため、計3,665

万5千円となっているものでございます。

なお、「用地測量業務」と「立竹木等調査業務」につきましては、12月末から今年度末までの3カ月間を工期と予定しておりますが、実施設計業務につきましては、12月末から次年度10月にかけての10カ月間に及ぶ2カ年にわたる工期のため、本年度500万円のほか、平成27年度において限度額4,173万2千円を債務負担行為として追加しているものでございます。

最後に、25節積立金につきましては、歳入で寄附として受け取りました財団法人紀南環境整備公社における平成25年度運用資金残余额の寄附金290万7千円について、施設整備事業基金に積み立てるため、計上させていただいているものでございます。

以上、2定議案第1号の説明を終わります。
よろしくお願ひいたします。

○議長（塚寿雄君）

説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。
質疑はありますか。
（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

質疑なしと認めます。
これより、討論に入ります。
討論はありますか。
（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

討論なしと認めます。
それでは、お諮りいたします。
2定議案第1号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

異議なしと認めます。
よって、2定議案第1号は、可決いたしました。

た。

日程第6 2定議案第2号 平成25年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について

○議長（塚寿雄君） 続いて、日程第6、2定議案第2号 平成25年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。
管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

2定議案第2号 平成25年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、組合議会の議決をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚寿雄君）

続いて、補足説明を求めます。
事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

2定議案第2号 平成25年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは、6ページをお願いします。

2定議案第2号、平成25年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。

7ページをごらんください。平成25年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算書、歳入でございます。

詳細につきましては、9ページ以降の事項別明細書で御説明いたしますので、ここでは合計

のみの説明とさせていただきます。

歳入合計につきましては、予算現額が 3,094 万 6 千円、調定額と収入済額がともに 2,636 万 5,694 円、不納欠損額、収入未済額ともに 0 円、したがって、予算現額と収入済額との比較はマイナス 458 万 306 円となっております。

続いて、8 ページをごらんください。

歳出でございます。歳出合計につきましては、予算現額 3,094 万 6 千円、支出済額 2,636 万 5,694 円、翌年度繰越額 0 円、不要額及び予算現額と支出済額との比較はともに 458 万 306 円でございます。

尚、本組合の決算につきましては、出納閉鎖期間中に精算を行い、構成市町と県には差額を返還しているため、繰越額はございません。よって、歳入歳出差引残額は 0 円でございます。

続きまして 9 ページをごらんください。

決算事項別明細書に基づきまして決算内容を御説明させていただきます。始めに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目負担金の、1 節総務費負担金でございますが、予算現額 1,451 万 3 千円に対し調定額及び収入済額はともに 1,219 万 557 円でございます。

内訳としましては、構成市町からの総務費に係る負担金収入でございます。

また、その下の 2 節衛生費負担金でございますが、予算現額 1,510 万 2 千円に対し、調定額及び収入済額がともに 1,340 万 137 円で、内訳は、次の 10 ページにかけて記すとおり、構成市町からの衛生費に係る負担金収入でございます。

そして、その 10 ページの 2 款県支出金、1 項県補助金、1 目衛生費県補助金の 1 節清掃費補助金でございますが、予算現額 133 万 1 千円に対し調定額及び収入済額がともに 77 万 5 千円で、これは県の廃棄物処理施設整備等事業費補助金でございます。

したがって、歳入合計につきましては、次の 11 ページのとおり、予算現額が 3,094 万 6 千円で調定額、収入済額がともに 2,636 万 5,694 円、

不納欠損額、収入未済額がともに 0 円でございます。

続きまして 12 ページをごらんください。

歳出でございます。

歳出につきましては、主なものについて御説明させていただきます。

まず、1 款議会費でございますが、予算現額 45 万 1 千円に対して支出済額が 25 万 2,757 円となっており、不要額は 19 万 8,243 円でございます。

主な内容といたしましては、組合議員に対する報酬及び費用弁償でございます。

続きまして 13 ページからの 2 款総務費でございますが、予算現額 1,383 万 6 千円に対して支出済額が 1,244 万 1,800 円となっており、不要額は 139 万 4,200 円でございます。

内容でございますが、1 項総務管理費、1 目一般管理費、2 節給料、支出済額 578 万 6,518 円、これは組合職員 2 名分の給料でございます。

続きまして、14 ページをお願いします。

3 節職員手当等で、支出済額 266 万 6,412 円、これは同じく組合職員 2 名分の職員手当等で、4 節共済費、支出済額 161 万 7,265 円も同じくその組合職員 2 名分の和歌山県市町村職員共済組合負担金等でございます。

そして 14 節に飛びますが、使用料及び賃借料の支出済額 64 万 9,016 円につきましては、複写機及び電話機や事務所の借料でございます。

次に 15 ページ、18 節備品購入費、支出済額 113 万 2,065 円につきましては、公用車購入費 102 万 5,700 円を含む庁用器具購入費等でございます。

続きまして、3 款衛生費でございますが、予算現額 1,565 万 9 千円に対して支出済額が 1,367 万 1,137 円となっており、不要額は 198 万 7,863 円でございます。

内容でございますが、1 項清掃費、1 目広域最終処分場整備事業費、2 節給料で支出済額 697 万 7,664 円、これは組合職員 4 名分の給料でございます。

その下の3節職員手当等で支出済額 347 万 4,252 円は、同じくその組合職員4名分の職員手当等でございます。

次に16ページをお願いします。

4節共済費、支出済額 198 万 4,575 円は、同じくその組合職員4名分の和歌山県市町村職員共済組合負担金等でございます。

なお、次の9節が空白となっておりますが、それは旅費でございます。

旅費という印刷が抜けております。訂正して深くお詫び申し上げます。

ということで、次に13節委託料でございますが、支出済額 114 万 1,045 円につきましては、広域廃棄物最終処分場整備調査研究委託料で、最終候補地となっております田辺市稲成地区において、先進地視察など最終処分場に対する地元住民の理解を進めるための取り組みを、平成25年10月に設立されました地元検討委員会に委託した経費であります。

内訳としましては、先進地である岐阜市の最終処分場への視察に要した経費が 108 万 8,525 円、ほか会議等の経費が 5 万 2,520 円でございます。

そして、4款予備費でございますが、充当はございませんでしたので、予算現額 100 万円に対して支出済額が 0 円、不要額は 100 万円でございます。

したがって、歳出合計につきましては、次の17ページのとおり、予算現額 3,094 万 6 千円に対し支出済額が 2,636 万 5,694 円で翌年度繰越額 0 円、不用額 458 万 306 円となっております。

続いて18ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。

1歳入総額が 2,636 万 6 千円、2歳出総額が 2,636 万 6 千円、3歳入歳出差引額は 0 円、4翌年度へ繰り越すべき財源 0 円、実質収支額 0 円、6実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は 0 円でございます。

次に19ページ、財産に関する調書でございま

すが、1公有財産は保有してございません。

2物品につきましては、普通乗用車1台を保有しており、3債権、4基金はございません。

以上で、2定議案第2号 平成25年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についての御説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚寿雄君）

説明が終了いたしました。

引き続き監査委員の意見を求めます。

監査委員 山本紳次君。

○監査委員（山本紳次君）

それでは、私の方から監査報告をさせていただきます。

審査は、去る8月22日、田中監査委員さんと一緒に、組合事務所において、歳入歳出の決算書及び関係書類を慎重に審査し、必要に応じて、事務局の説明を聴視いたしました。

その結果、決算計数は会計管理者保管の諸帳簿と符合し、計数は正確でございました。

なお、予算の執行状況につきましても、適正なものとして認めました。

以上、監査報告といたします。

○議長（塚寿雄君）

それでは、事務局の説明並びに監査委員の意見の報告は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

はい、質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

2定議案第2号、平成25年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（塚寿雄君）

異議なしと認めます。

よって、2定議案第2号は、原案のとおり認定されました。

日程第7 2定議案第3号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（塚寿雄君）

続いて、日程第7、2定議案第3号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合の変更についてを上程いたします。

説明者の、提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

2定議案第3号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、平成27年4月1日から和歌山県市町村総合事務組合規約第3条第1項第1号に規定する常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を串本町古座川町衛生施設事務組合と共同処理するため、和歌山県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更したいので、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明させていただきますので、御審議の上、御賛同賜りますよ

うよろしくお願い申し上げます。

○議長（塚寿雄君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

2定議案第3号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合の変更につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書は、20ページから21ページにかけてでございます。

まず、ここでいう和歌山県市町村総合事務組合とは、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務、地方公務員災害補償法の規定に基づく議会の議員その他の非常勤の職員に係る公務上の災害、または通勤による災害に対する補償に関する事務などを共同処理するための一部事務組合でございます。

そうしたことから、現在本組合におきましても、本組合議会の議員の皆様はじめ、監査委員、会計管理者の公務災害補償について共同処理をするため、すでに加入していた県内の組合や自治体における各議会より議決をいただき、昨年8月の本組合設立時において、和歌山県市町村総合事務組合に加入している次第です。

そうした中、来る平成27年4月1日付けで「串本町古座川町衛生施設事務組合」におきましては、新たに職員を採用することとございます。

そのため、このたびの上程でございますが、和歌山県市町村総合事務組合では、その常勤職員に対する退職手当の支給に関する事務を「串本町古座川町衛生施設事務組合」と共同処理するためには、和歌山県市町村総合事務組合の規約の一部改正、すなわち、現行の組合規約に「串本町古座川町衛生施設事務組合」を加えることが必要なことから、本組合を含む、既に加入している県内の組合や自治体における各議会の

議決を求めるものでありまして、よろしくお願
い申し上げたいと存じます。

以上、2定議案第3号の御説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚寿雄君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

2定議案第3号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

異議なしと認めます。

よって、2定議案第3号は、可決いたしました。

閉 議

○議長（塚寿雄君）

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

他に、発言その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（塚寿雄君）

それでは、閉会にあたりまして、少しお時間をいただきたいと存じます。

このたびの基本同意への御理解をいただいたことにつきまして、田辺市稲成地区の町内会の皆様に感謝の意を表するとともに、皆様にもお願ひがございませぬ。

本日冒頭、管理者の招集挨拶はじめ、先ほど事務局からの諸報告でもございましたように、このたびの基本同意を受け、今後、本事業は大きく一歩前進してまいることとなります。

田辺市稲成地区の町内会の皆様におかれましては、基本同意の判断に至るまで、本当に悩み、考え、苦心の末、つらく厳しい選択の中で、最終大勢の御意見として本組合からのお願いである基本同意を受けていただくこととなり、本当に心より深く感謝を申し上げますとともに、この場をお借りし、重ねて厚くお礼申し上げる次第です。

よって、この上は本組合の執行機関である関係市町の首長さんをはじめ、私ども組合議員におきましても、常に田辺市稲成地区の町内会の皆様におけるこのたびの判断に至ったお気持ちを踏まえ、今後とも、より一層皆様方の信頼を得るため、安全、安心の確保を第一に本事業の推進に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうか、さらなるお力添えを賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

それでは、これをもって、平成26年第2回紀南環境広域施設組合議会定例会を閉会をいたします。

皆様方、どうも御苦勞様でございました。

午後 1時50分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成 26 年 11 月 21 日

紀南環境広域施設組合

議 長 塚 寿 雄

議 員 森 本 隆 夫

議 員 久 保 浩 二